

第1章 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の第37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

- (1) 監査対象（選定した特定の事件）

防災及び危機管理の事業について

- (2) 監査対象年度

平成28年度

ただし、必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度分についても監査の対象とする。

3. 監査テーマの選定理由

近年、我が国は、東日本大震災、大型台風・集中豪雨、土砂災害による被害、笹子トンネル事故など自然災害及び事故災害は深刻なものとなっている。また、岡山市に大きな被害をもたらす可能性が高い、南海トラフ巨大地震の発生も懸念され、市民、自治体の災害による危機管理の関心はますます高まっている状況である。岡山市は昭和40年に策定した地域防災計画を平成25年9月に大幅修正し（平成27年3月一部修正、平成28年3月一部修正）、岡山市地域防災計画（風水害等対策編、地震津波災害対策編）において、自然災害、事故災害、複合災害、地震津波災害などの対策を策定している。

岡山市の財政状況第19版（平成29年11月）によれば、平成23年度以降に財政調整のための基金残高が増加している主な増加要因は、市有施設耐震化や老朽化施設の改修・更新等の財源として公共施設等整備基金へ積み立てたことによるものである。また、岡山市危機管理室が集計している地域防災対策事業費の推移を見ると、平成24年度の82億円から、平成28年度の127億円へと毎年増加しており、また歳出に占める防災対策事業費の割合も平成24年度は3.2%から平成28年度は4.6%と歳出に占める割合も増加傾向にある。

各地において地震や台風などの風水害の被害が深刻化する中において、上記の防災関連支出の年度推移からわかるように、ライフラインや施設に対する耐震化、防災情報ネットワークの構築など、岡山市においても防災事業に対する重要性が認識されており、結果として、地域防災対策事業費が増加していることが数値として現われている。

しかし、防災及び危機管理事業は、市民生活の安全を守る重要な事業であり、限られた財源の中で、耐震化、火災の消火・予防活動、救急業務、ライフラインの整備等により、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るという防災の責務は、以前にも増して重要となっており、大きな課題の一つである。

今回の監査テーマの選定に当たっては、自然災害、地震津波災害などによる市民生活に与える被害・損害を事前に防止し、また被害・損害が発生した場合にも最小限に抑えるための防災及び危機管理事業を重要課題と考え、監査テーマとした。

4. 実施した監査の方法

独立の立場（第三者的な立場）で市行政を監査し、不効率な点などを指摘することにより、市の限られた財源の有効かつ効率的な活用及び組織の適正人員化並びに経費削減等を推し進め、最少のコストで最大限の効果を発揮できるように行政サービスに資する提言を行うために財務監査の視点から、監査を実施した。また、行政改革への寄与、経済性・効率性・有効性等の視点からの監査も実施した。

具体的には、下記の着眼点に沿って監査を実施した。

- ① 防災及び危機管理事業の財務に関する事務手続は、法令・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 防災及び危機管理事業の工事、修繕、委託、車輛・物品購入等の契約事務は適切に行われているか。また、支出自体が適切なものとなっているか。
- ③ 防災及び危機管理事業の施設整備及び物品管理は適正になされ、有効に利用されているか
- ④ 防災及び危機管理事業に関する組織が適切に整備され、有効かつ効率的に運用されているかどうか。
- ⑤ 岡山市地域防災計画に基づいて、防災及び危機管理の体制が適切に構築されているかどうか。

5. 監査の結果

監査の結果について、法令等に違反又は不当と判断したもの、及び経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるものについては「指摘事項」とし、法令等の違反ではないが、是正、改善が望ましいものについては「意見」として明記している。

6. 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	小野	和倫
補助者	公認会計士	十川	智基
補助者	公認会計士	濱田	博英
補助者	公認会計士	壺田	周彦
補助者	公認会計士	柏野	聡太郎

7. 監査実施期間

平成 29 年 4 月 3 日から平成 30 年 3 月 28 日まで

8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。